

呉三津田ヶ丘同窓会 会則

第1章 総則

第1条 本会は呉三津田ヶ丘同窓会と称し本部を
呉市山手1丁目5-1 広島県立呉三津田高等学校におく。

第2条 本会は下記の会員をもって組織する。

1. 普通会員

呉一中・呉三津田高等学校（本校全日制）を卒業した者。

2. 特別会員

母校の現旧職員。

3. 準会員

母校に在学した者で入会を希望し、理事会の承認を得た者。

第2章 目的と事業

第3条 本会は会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 上記の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 集会等の開催

2. 会報及び名簿の発行。

3. その他。

第3章 役員

第5条 役員の種類

本会は下記の役員を設けその運営にあたる。任期は2年とし、再任を妨げない。

1. 理事 10名以上30名以内。

評議員 30名以上

会計 若干名

会計監査 2名

2. 理事のうち、1名を会長、若干名を副会長、1名を専務理事、1名を事務局長とする、
なお、理事は評議員の中から会長が委嘱する。

3. 各支部には支部長1名を置く。

第6条 役員の任務

1. 会長は本会を代表し、本会全般の業務を総括する。

2. 副会長は会長の補佐をする。

3. 理事は理事会に出席し、会の運営に携わる。

4. 評議員は評議員会に出席し、理事会決議事項の評議をする。また、総会に代り、評議員で
会全体の決議をする。

5. 専務理事は各理事及び各評議員と緊密に連絡をとり、円滑な会務運営につとめる。

6. 事務局長は事務局を統括する。

7. 会計は本会の会計事務を処理し、財産の管理にあたる。

8. 会計監査は本会の会計年度毎に会計の監査を行う。

9. 支部長は支部を代表し、本部との連絡にあたる。

第7条 役員の資格及び任免

1. 役員は本会の普通会員より選出することを原則とする。

2. 会長・副会長・会計監査は理事会において指名を受け、評議員会の承認を得る。

3. 評議員は各回より選出された者及び理事の推薦により、理事会の承認を得た者ならびに母

校勤務の会員を会長が委嘱する。

4. 専務理事は原則として母校勤務の理事より選出し、会長がこれを委嘱する。
5. 会計は会長がこれを委嘱する。会計の内1名は原則として母校勤務の理事より選出する。
6. 支部長は支部より選出し、会長がこれを委嘱する。

第8条 その他の役員

本会に以下の顧問等をおくことができる。会長は必要に応じて顧問等に会務に関する助言をおおぐものとする。

1. 名誉会長 会長経験者で理事会の推薦した者。
2. 顧問 現職母校校長、会長経験者。
3. 名誉顧問 母校校長経験者。
4. 常任相談役 理事会の推薦した者。

第4章 会 議 等

第9条 会議の種類

本会は下記の会議を設ける。

1. 理事会

理事をもって構成し、本会の運営及び評議員会への議案上程を行う。開催は必要に応じて会長がこれを招集する。

2. 評議員会

評議員をもって構成し、年1回開催するものとする。臨時評議員会は緊急の課題がある場合、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。なお、評議員会での決議については、全会員に総会及び会報その他で報告をする。

第10条 集会の種類

本会は下記の集会を設ける。

1. 総会

総会は全会員をもって構成し、定期総会は毎年1回（8月）開く。

第11条 各会議の議決

各会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

第5章 会 計

第12条 会費は入会金として10,000円を納め終身会費とする。

第13条 本会計の細目は理事会においてこれを定める。

第14条 本会会計年度は4月1日より翌年の3月31日迄とする。

第6章 支 部

第15条 会員5名以上在住の地及び職場には、本部と連絡の上、支部を設けることができる。

第7章 補 則

第16条 会員はその転居改姓等身上の異動を迅速正確に本部へ報告する。

第17条 会員で本会の名誉を汚した者は理事会の決議において除名する。

第18条 その他本会運営上必要な細目は内規により定める。

第19条 会則の改正は理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。

第20条 本会則は昭和40年12月3日より実施する。

（一部改正 平成7年8月12日）

（改 正 平成22年8月7日）

（一部改正 平成23年8月6日）